

新型コロナ感染防止対策取組宣言運動（Q&A）

Q 「取組宣言」の趣旨はなんですか。

A 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組みながら、社会経済活動の本格展開を図るため、各業界団体や事業者が感染防止対策の取組を宣言していただくことで、県民が安心して暮らせる環境づくりを進めていくことを目的として実施することとしました。

Q 業界団体が「感染防止対策取組宣言書」を作成するのはなぜですか。

A 業界団体が「感染防止対策取組宣言書」を作成し、その内容を加盟する事業者等に周知するとともに、必要な情報提供やアドバイスなどの支援をしていただくことで、より多くの事業者がこの取組に参加いただくためです。

Q 業種別「感染防止対策取組宣言書」に該当する業種が一覧にありませんが、取組に参加できますか。

A 是非参加してください。可能な限り、最も近い業種の宣言書を使用してください。当てはまるものがない場合は「@いずれにも該当しない業種」の宣言書をアレンジして使用してください。

Q 複数の業種に該当する場合、どの宣言書を作成すればよいですか。

A 主な業態があれば当該業種を選択の上、追加で取り組む内容については「その他独自の取組」に記載してください。

Q 加盟する団体が「取組宣言」をしない場合、事業者のみで「取組宣言」をすることはできますか。

A こうした場合でも事業者が「取組宣言」をすることは可能です。積極的な取組をお願いします。

Q 業界団体がない業種や業界団体に加盟していない事業者でもこの取組に参加できますか。

A 事業者が自主的に感染防止対策に取り組んでいただくことを目的とするものですので、業界団体への加盟の有無にかかわらず、積極的な参加をお願いします。

Q 店舗がない業種についてもこの取組に参加できますか。

A 製造業などの工場やオフィスであっても、従業員や来客のために感染防止対策が必要ですので、積極的な参加をお願いします。この場合、「@ 上記のいずれにも該当しない業種」のガイドラインを参考にしてください。

Q 「感染防止対策取組宣言書」やステッカーを店舗のホームページやチラシ等に使用することはできますか。

A 宣言書やステッカーのデザインに修正を加えなければ、使用していただくことは可能です。（独自の取組の追記などの修正は可能です）

Q 「感染防止対策取組宣言書」やステッカーを印刷するプリンターがありません。

A 恐れ入りますが、コンビニ等で印刷してください。

Q パソコンがなく、「感染防止対策取組宣言書」やステッカーをダウンロードできません。

A 県民プラザ及び9か所の県民相談室に宣言書とステッカーを配置しておりますので、活用してください。

[※ \(県政についてのご意見・相談窓口\)](#)

Q 「感染防止対策取組宣言書」の内容について、県が確認や検査を行うのですか。

A 今回の取組は、業種別のガイドラインに沿って事業者が自主的に感染防止対策に取り組むものですので、県がその内容を確認するものではありません。実施に当たってのご相談がありましたら、お問い合わせください。

Q 事業者として「取組宣言」をした時やその後の取組状況について、県に報告する必要はありますか。

A 今回の取組は、業種別のガイドラインに沿って事業者が自主的に感染防止対策に取り組むものですので、特に報告する必要はありません。不明な点等があれば、お問い合わせください。

Q 「感染防止対策取組宣言書」を作成した事業者や店舗の確認はできますか。

A 「感染防止対策取組宣言書」を作成した業界団体については、県のホームページで確認いただけますが、事業者や店舗の状況については、現地でご確認いただくことになります。

Q この取組はいつまで行うのですか。

A 7月31日までを運動強化期間とします。なお、その後も継続して取り組みますので取組宣言をすることは可能です。

お問い合わせ

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（新型コロナウイルス施設・生活相談センター）
電話番号：028-623-2826

栃木県庁 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 電話番号：028-623-2323

Copyright (C) Tochigi Prefecture. All Rights Reserved.